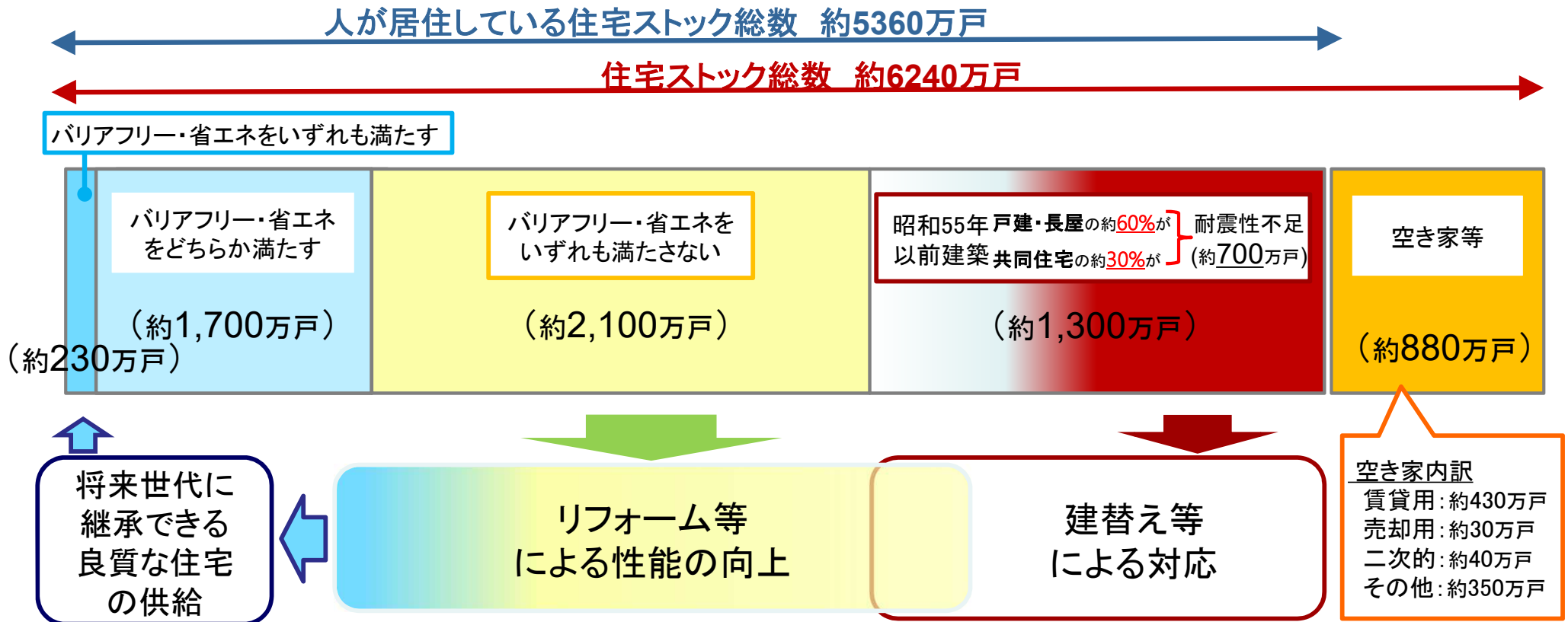


我が国の住生活をめぐる状況等について(前回までの補足)

住宅ストックの姿(耐震性・バリアフリー・省エネの対応状況)【H30】

- 人が居住している住宅ストックのうち、S55年以前に建築された住宅は約1,300万戸あり、省エネ性能が不十分な住宅等も多数あることから、これらの住宅の建替等による性能向上が必要
- 新築・既存住宅全体として、国民の住生活に対する多様なニーズに応えつつ、将来世代に継承できる良質な住宅の供給を推進



出典：平成30年住宅・土地統計調査(総務省)

※ 建築時期等が不詳であるものについては按分して加算

※ 建築時期が昭和55年以前の「耐震性不足」とされているストック数については、国交省推計による建て方別の耐震割合をもとに算定

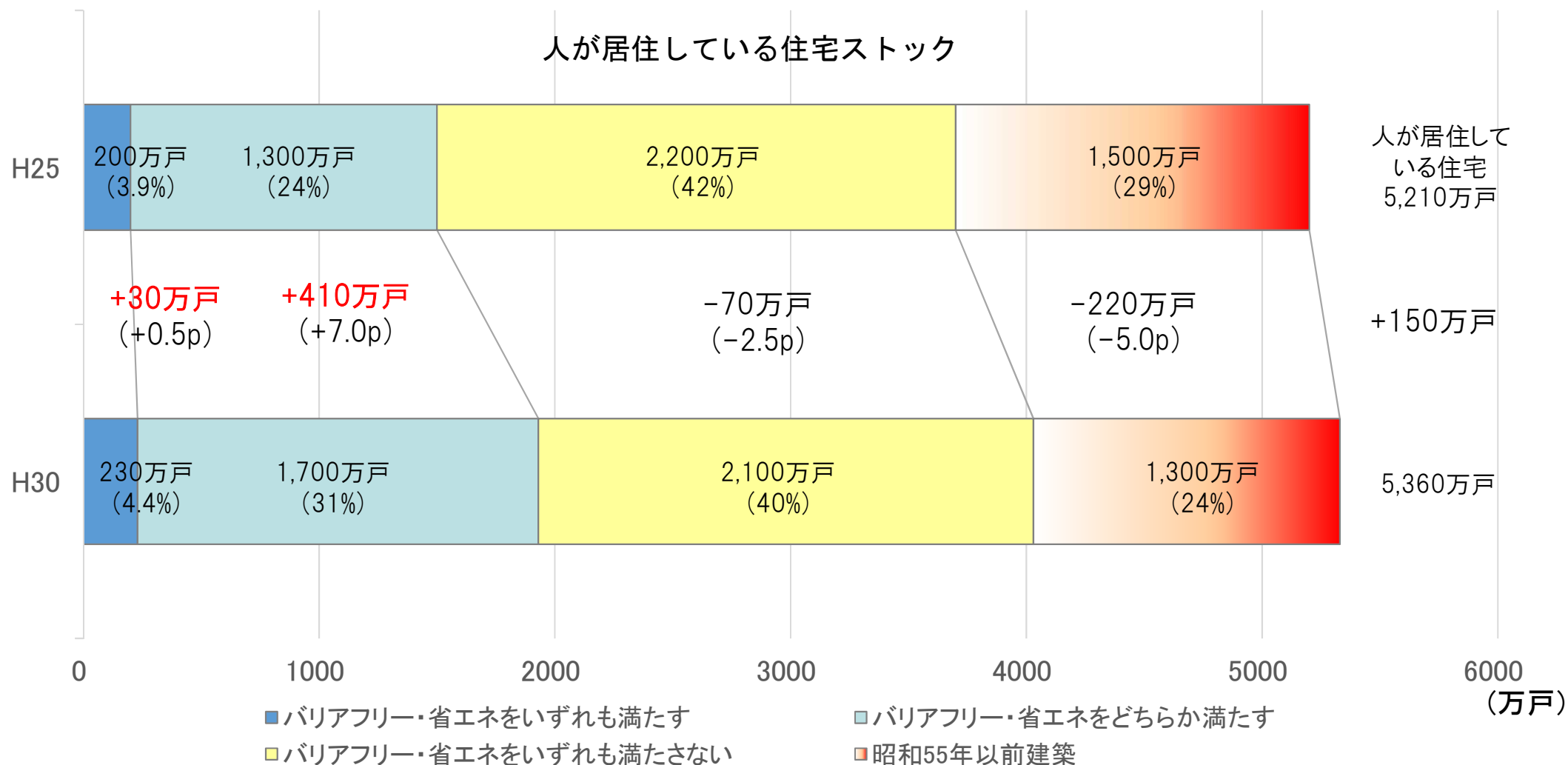
※ 「バリアフリーを満たす」とは、住宅・土地統計調査データより、高度のバリアフリー(段差のない室内+2か所以上の手すり+住居内を車いすで移動可能)を満たしている住宅について集計

※ 「省エネを満たす」とは、平成4年省エネルギー基準を達成しているものとし、国交省推計による建築時期別の達成割合をもとに算定

※ 「空き家等」には、建築中の住宅、一時現在者のみの住宅を含む

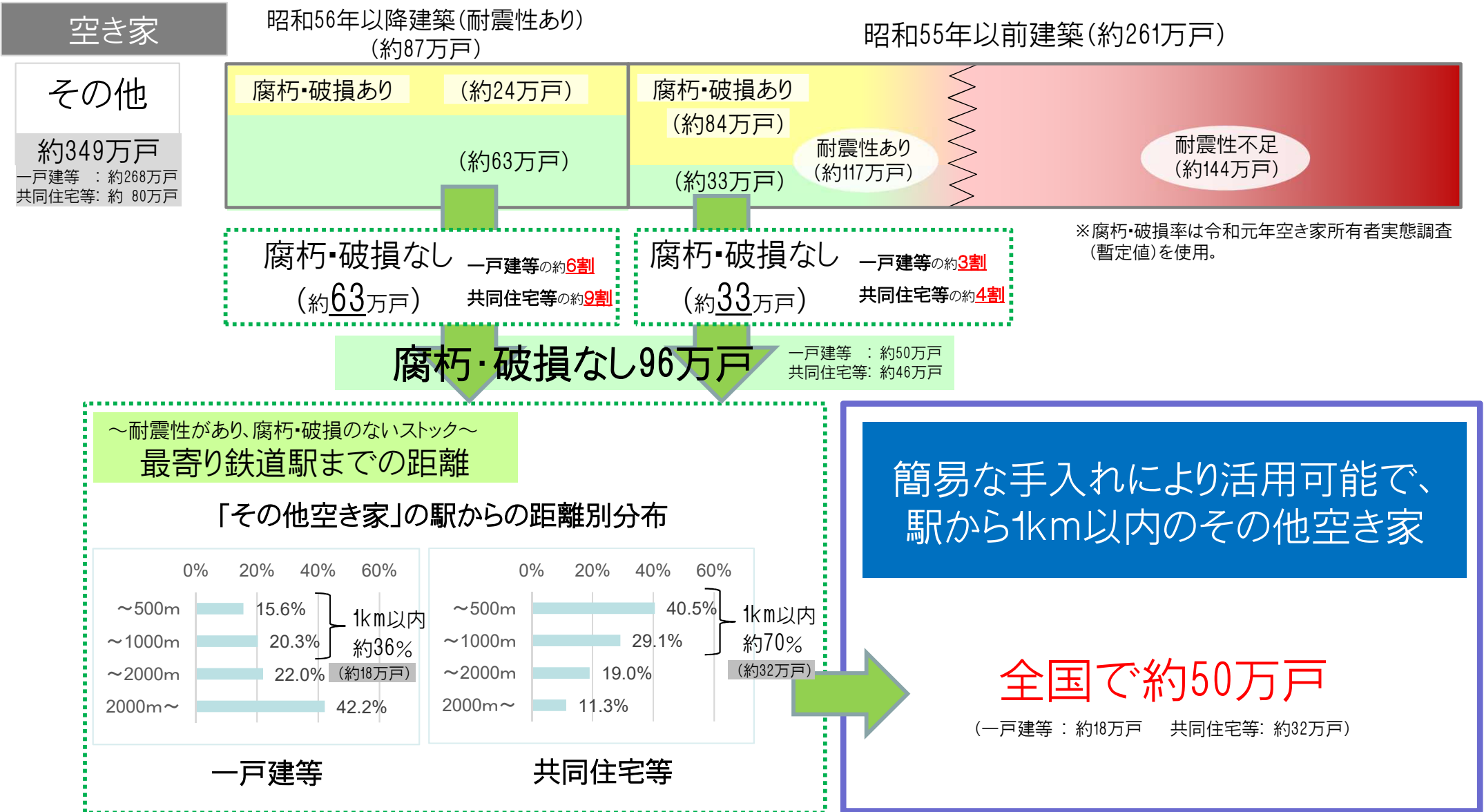
人が居住している住宅の性能の改善状況【H25→H30】

- 人が居住している住宅について、バリアフリー・省エネ性能の「いずれも満たす」及び「どちらかを満たす」ストック数は、5年間で約440万戸（約7.5ポイント）増加。バリアフリー・省エネ性能のいずれも満たさないストックは約70万戸（約2.5ポイント）減少
- 昭和55年以前に建築された住宅は約220万戸減少



活用可能な「その他空き家」数の推計

○ 「その他空き家」について、耐震性、腐朽・破損、立地の状況毎に比較的利活用が容易なストック数を推計

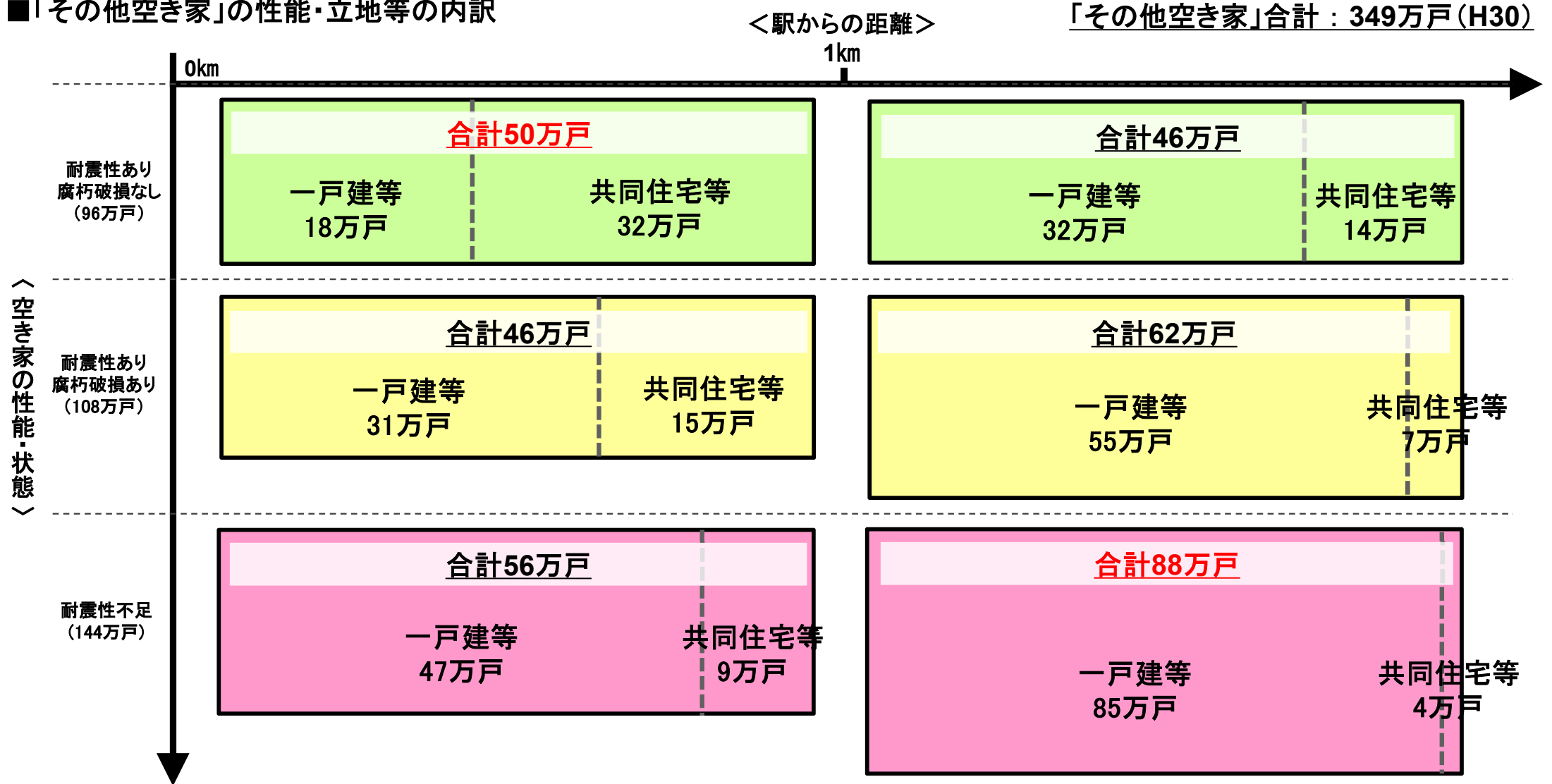


出典：住宅・土地統計調査(総務省)、令和元年空き家所有者実態調査(暫定値)(国土交通省)
 ※ 一戸建等には一戸建及び長屋建が含まれる。共同住宅等には共同住宅及びその他が含まれる。
 ※ 空き家の建築時期は、令和元年空き家所有者実態調査(暫定値)に基づき推計している。
 ※ 建築時期が昭和55年以前の「耐震性不足」とされているストック数については、国土交通省推計による建て方別の耐震割合をもとに算定を行った。

「その他空き家」の性能・立地等について

- 「その他空き家」(349万戸)のうち、簡易な手入れにより活用可能(耐震性あり・腐朽破損なし)で駅から1km未満の住宅は約50万戸(下記最上段左列)。一方、耐震性が不足し、駅から1km以上の住宅は約88万戸(下記最下段右列)と推計
- 駅から近い好立地の空き家(下記左列合計:約150万戸)については、改修・建替等による既存ストックの活用も想定

■「その他空き家」の性能・立地等の内訳



出典：平成30年住宅・土地統計調査(総務省)、令和元年空き家所有者実態調査(暫定値)(国土交通省)

DIY型賃貸住宅について

- DIY型賃貸住宅は、借主の意向を反映して住宅の改修を行うことができる賃貸物件で、借主自ら改修する場合や専門業者に発注する場合など、工事の方法は様々あるが、都市再生機構が2DK等を中心に累計1,380戸を供給。民間賃貸住宅では、DIY型賃貸住宅を専門的に扱う業者も登場し、ワンルームタイプその他、ファミリータイプ物件も流通
- 国土交通省では、賃貸住宅の流通を促進するため、DIY型賃貸借の活用促進と契約当事者間のトラブルの未然防止の観点から「DIY型賃貸借に関する契約書式例」やDIY型賃貸借に関するガイドブック、手引きを作成

都市再生機構(UR)

DIY型賃貸住宅のタイプ・特徴・団地数/管理戸数 合計:1,380戸(内訳は下表)

タイプ	特徴	戸数
DIY	・壁・床・台所・風呂・トイレ・電気設備など幅広い対象 ・DIY工事期間として3か月間の家賃は無償	230戸 (45団地)
petit DIY	・DIY工作範囲をわかりやすい項目に限定 ・無償貸与期間はなし	1,112戸 (28団地)
カスタマイズUR	・住戸内の一部にカスタマイズが可能な壁を設置し、当該部分のみ原状回復を免除	38戸 (4団地)

※ 数値は令和元年度末時点

賃貸借契約上の特徴

- ・ 原状回復義務が免除
- ・ 契約時に3ヶ月間の使用契約(家賃無償)と、使用契約満了日の翌日を入居開始とする賃貸借契約を同時に締結することにより、入居までの3ヶ月間は無償でプランニングや施工が可能(※DIYタイプのみ)

入居者へのサポート

- ・ 「DIY住宅の手引き」を各団地毎に作成。入居者に配付し、DIY型賃貸住宅で可能な改変内容や留意点等を周知
- ・ ショップ・工房の設置、ワークショップの開催等、DIYに関する相談、計画、施工、技術習得等のサポート事例あり



DIYタイプ/間取:2DK



DIYタイプ/間取:3DK

民間賃貸住宅

- ・ DIY型賃貸住宅を専門的に扱う不動産仲介会社が近年増加
- ・ 仲介物件にはワンルーム以外にも、ファミリー向けの戸建住宅やマンションなど、幅広いラインナップを含む
- ・ 物件毎にオリジナルのDIY規約を設定する例もあり(借主の誓約書的な契約書式、比較的自由度が高い契約内容)

民間不動産仲介会社のHP等を参考に作成



戸建のDIY型賃貸住宅

DIY型賃貸住宅におけるトラブル(例)

工事内容の事前承認に関するトラブル等の事例が見られる

- ・ DIY工事の内容を貸主に申請する契約上の取り決めを守らずに、入居者が勝手に工事を行ってしまったケース
- ・ 入居者が管理者に申請した工事内容について、管理者が建物所有者に報告しなかったケース

出典:「DIY型賃貸借の普及に資する包括的な支援方策等に関する支援業務報告書」平成30年3月、国土交通省

国土交通省の取り組み

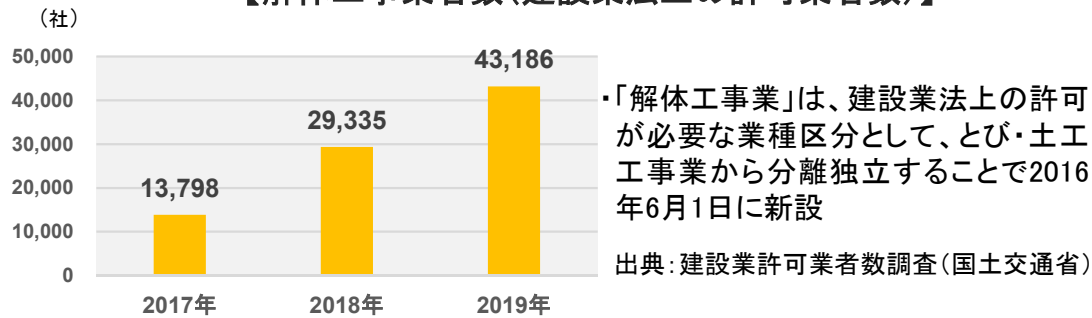
DIY型賃貸借を行う際の貸主と借主双方の理解を促進

- 「DIY型賃貸借契約に関する契約書式例」(2015年作成・2017年改定)
 - ・ DIY型賃貸借を行う場合に貸主・借主であらかじめ合意すべき内容を賃貸契約書の特約事項として作成
 - ・ DIY型賃貸借で大規模な工事を行う場合やサブリースにより行う場合の契約上の留意点も記載
- 「DIY型賃貸借のすすめ」(ガイドブック)(2015年)
 - ・ DIY型賃貸借とは
 - ・ DIY型賃貸借の手順や取り決め事項のポイント等
- 「家主向けDIY型賃貸借実務の手引き」(2017年)
 - ・ DIY型賃貸借の契約書の作成方法
 - ・ DIY型賃貸借を行う場合のQ&A等

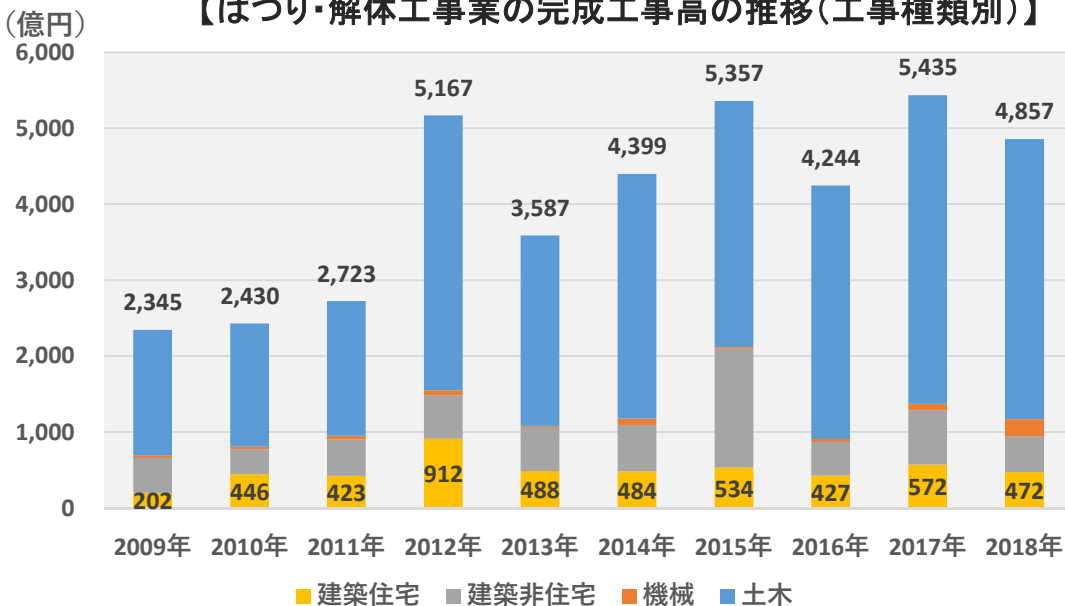
解体工事業の概要と住宅の解体の現状

- 全国の解体工事業者数は43,186社（解体工事業の許可業者（建設業法）、2019年3月時点）
- 解体業全体の市場規模（完成工事高）は4,857億円、住宅は472億円
- 近年、AIによる複数業者の見積予想金額の自動算出や、施主とのマッチングを行うWebサービスが登場し、住宅所有者にとって解体費用の相場が分かりやすくなっている

【解体工事業者数（建設業法上の許可業者数）】



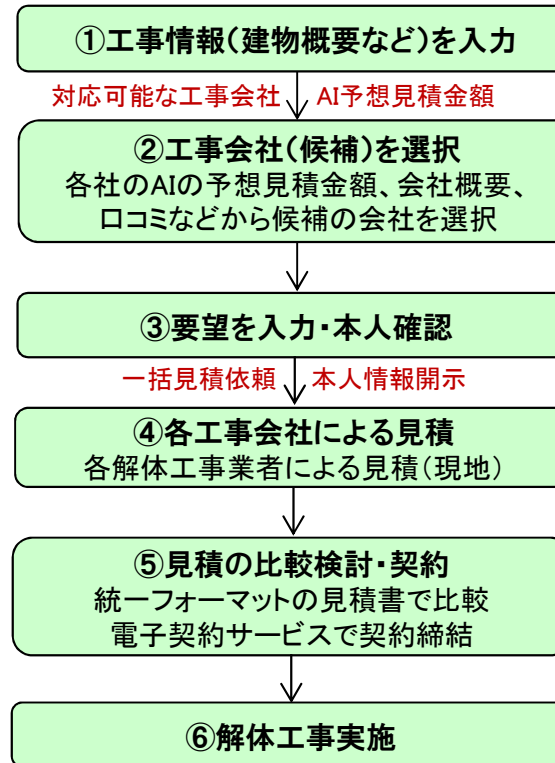
【はつり・解体工事業の完成工事高の推移（工事種類別）】



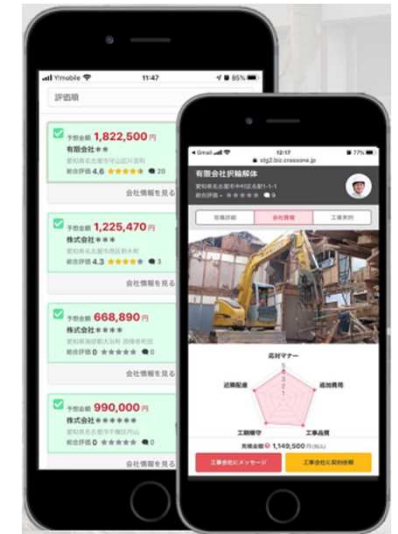
出典：建築工事施工統計調査(国土交通省)

解体業者マッチングサービスの事例

〈解体業者マッチングサービスの流れ〉



PCやスマートフォンからの簡単な入力でAIによる予想見積金額を把握。多角的に候補業者を絞り込んだ上で正式な見積問合わせが可能



参考：(株)クラッソーネ くらそうね Webサイト

- 空き家の解体には、仮設工事費・解体工事費・廃棄物処理費・付帯工事費・重機改装費等の費用が発生。このうち、解体工事費（木造住宅）については、1坪あたりの費用で3.5万円、50坪の費用では175万円程度が相場となっている

【エリアごとの「木造住宅」における解体費用の相場】

エリア	1坪あたりの費用	50坪の費用
北海道・東北	3.2万円	160万円
関東	3.7万円	185万円
中部	3.5万円	175万円
関西	3.5万円	175万円
中国・四国	3.3万円	165万円
九州・沖縄	3.3万円	165万円

- ※ 実際の解体工事費は、建物や接道の状況により追加費用が必要になるなど、個別具体のケースにより大きく異なる場合がある
 ※ 解体工事費は建物の構造で単価が異なり、一般的に木造・鉄骨造・鉄筋コンクリートの順で解体工事費が高くなる傾向にある

出典：トチカム(Tochi Come) ホームページ

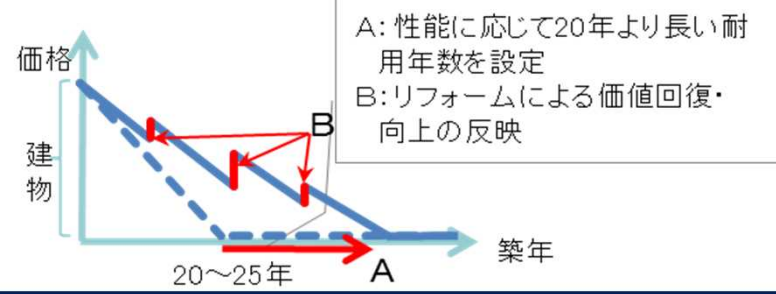
令和元年度 国土交通省政策レビュー評価結果①

既存住宅流通市場における仲介の円滑化・適正化に関する取組と評価 (令和2年3月公表)

- 「既存住宅価格査定マニュアル」を改訂し、**住宅の性能や維持管理の状態など、個別の住宅の状態に応じて適切に評価**されるようになり、消費者にとって納得しやすい根拠を合理的に示すことが可能に
- 全国版空き家・空き地バンクの構築により、**低廉物件の流動性が向上**
- 空き家・空き地等の流通促進のために先進的な取組を行う団体等への支援を行い、**需給のミスマッチ解消や新たな需要の創出等により、空き家・空き地等の流動性を高め有効活用を推進**
- 宅建業者が受領できる報酬の額を改正し、400万円以下の宅地建物であって、通常より現地調査費用等を要するものについて、従前の報酬額の上限に加えて、18万円を上限に売主から受領できるようになり、**インセンティブが増加**

木造戸建て住宅の建物評価改善

住宅の性能や維持管理の状態など、**個別の住宅の状態に応じて適切に評価**。



全国版空き家・空き地バンクの構築

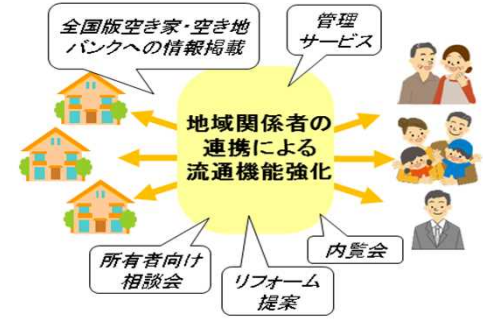
株式会社LIFULL



アットホーム株式会社



空き家・空き地等の流通促進のために先進的な取組を行う団体等への支援



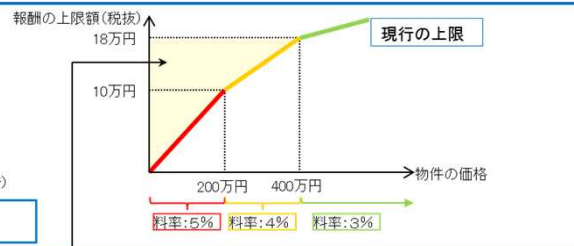
宅地建物取引業者が受領できる報酬の額を改正

現行の報酬額の上限の算定方法

物件価格に応じて以下の割合を乗じる	
200万円以下	5.4%
200万円超～400万円以下	4.32%
400万円超	3.24%

※成約時に売主又は買主から成功報酬として受領(代理の場合は2倍)

法制定当初(昭和27年)に都道府県ごとに定めていた報酬の額を参考に、昭和45年に上記の旨を定めた告示を制定



報酬告示の改正内容(H30.1.1より施行)

【概要】低廉な空き家等(物件価格が400万円以下の宅地建物)であって、通常より現地調査費用等を要するものについては、従前の報酬額の上限に加えて、当該費用等を考慮した額の報酬を売主から受領できるようにする(ただし、18万円を上限とする)。

売主から薄黄色で塗りつぶした部分まで受領可能とするよう改正。

- 耐震性があり、インスペクションが行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録をしたロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を構築し、また、既存住宅売買瑕疵保険の付保率の上昇により、**安心して既存住宅を選択できる環境を推進**
- 一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達及び**消費者が安心してリフォームを行うことができる環境を整備**
- 宅地建物取引業法を改正し、媒介契約書の記載事項にインスペクション業者のあっせんに関する追記を追加、また重要事項説明の対象にインスペクション結果の概要を追加し、**消費者が安心して取引できる環境を整備**

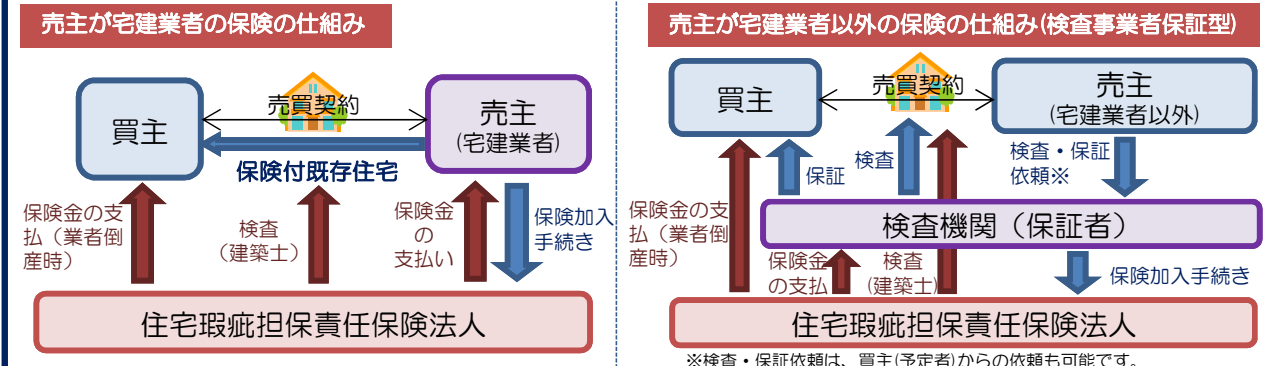
安心R住宅の仕組みの構築等による情報提供の充実

「安心R住宅」～「住みたい」「買いたい」既存住宅～

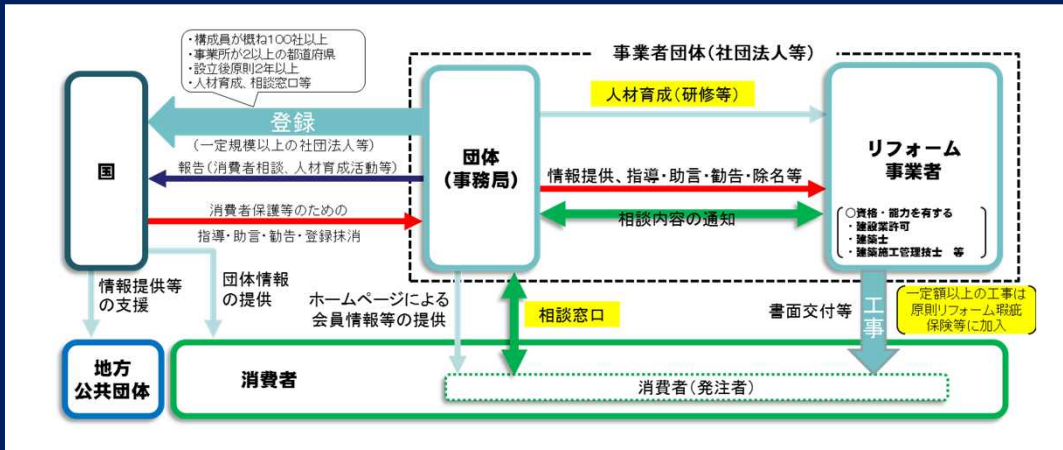
安心R住宅 「安心R住宅」ロゴマーク

- 耐震性あり
- インスペクション済み など
- 現況の写真
- リフォーム等の情報

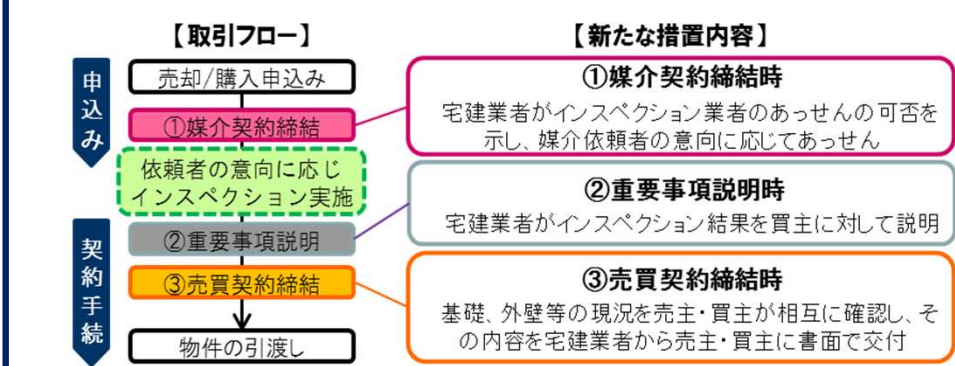
既存住宅売買瑕疵保険の概要



リフォーム事業者選択の環境を整備

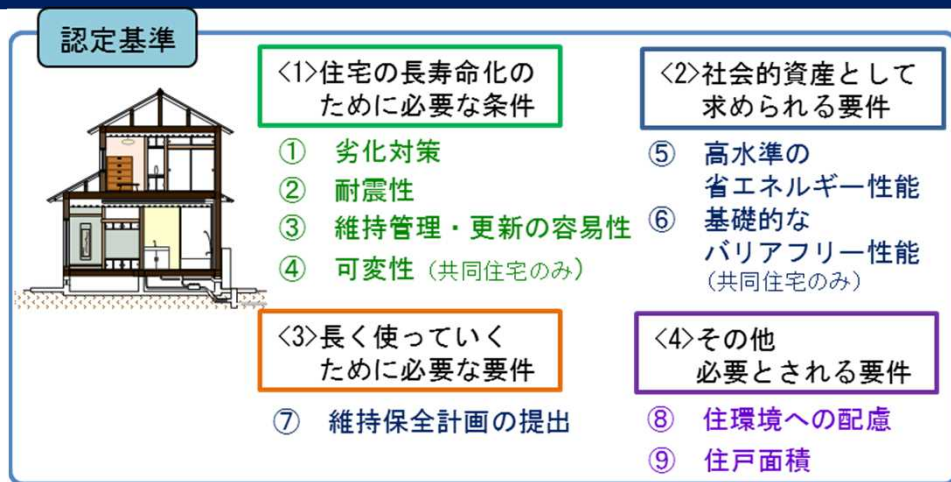


宅地建物取引業法の改正による、インスペクション業者のあっせん



- 既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅の認定制度を開始、また、住宅の長寿命化に資するリフォームに対する補助・税制上の支援を実施することで、**良質な住宅ストックを形成**
- 事業者が既存住宅を取得し、効率的・効果的にリフォームを行って販売する買取再販事業について、税制上の支援等を実施することで、**質の高い既存住宅の流通を促進**

既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅の認定制度



住宅の長寿命化に資するリフォームに対する補助・税制上の支援

- <補助>
- 【対象事業】以下の①～③を満たすリフォーム工事
- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
 - ②工事後に耐震性と劣化対策が確保されること
 - ③日常的に使用する居室等の部分が、省エネルギー性、バリアフリー性等のいずれかの基準を満たすもの
- ※若者が既存住宅取得時に行うリフォームは適用要件を緩和 (①、②のみ適用)
- 【補助率】 1/3
- 【限度額】 100万円/戸
- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円/戸
さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円/戸
 - 三世帯同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、50万円/戸を上限として補助



買取再販で扱われる住宅の取得等に対する税制上の支援

リフォーム工事(一定の質の向上)※



住宅: 築年月日に応じ、一定額を減額 (最大36万円)
敷地: 一定額を減額 (H31.4.1~R3.3.31)【拡充・延長】

住宅: 所有権移転登記: 0.1% (本則2%、一般住宅特例0.3%) (~R2.3.31)

<税制>
所得税/固定資産税の特例措置 (平成29年度税制改正による)

○ 地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる

※既存建築物の存続自体を禁ずるものではない

※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能

根拠条文

建築基準法第39条

指定権者

地方公共団体が条例で指定

条例の例

●静岡県建築基準条例(抄)

(指定)

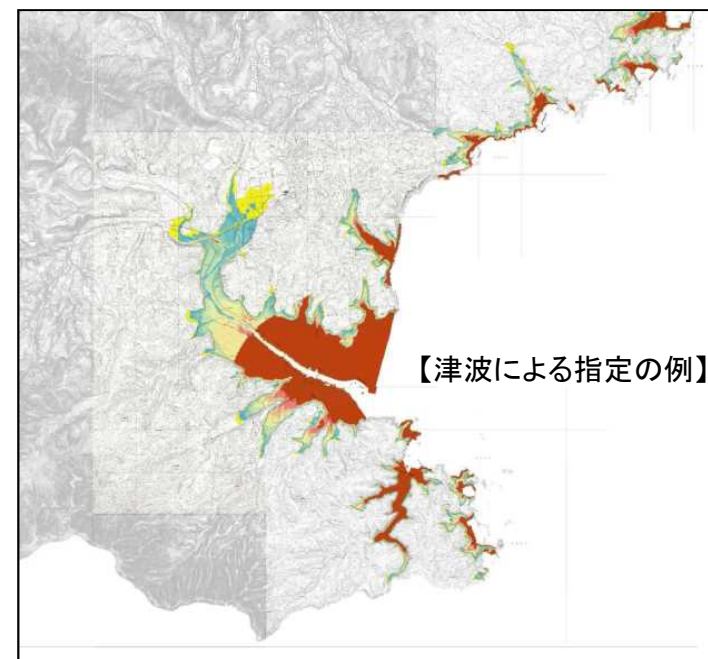
第3条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 前号に掲げる区域のほか、津波、高潮、出水等により危険が生ずるおそれのある区域のうち、知事が指定する区域

(建築の制限)

第4条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事ががけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

※ 建築禁止の代わりに洪水等の際の想定水位に応じた構造制限を課す場合も多い



指定の推移

平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日
22,696箇所	23,075箇所	22,246箇所	22,640箇所	22,780箇所	22,741箇所

- 災害危険区域の指定は、急傾斜地崩壊に基づく指定が最も多く（指定箇所数：約1万9千箇所、区域内面積：約26,000ha）、次いで津波・高潮に基づく指定が多い（指定箇所数：約3千箇所、区域内面積：約13,000ha）

（令和2年4月1日現在）

指定理由	指定箇所数 (箇所)	区域内面積 (ヘクタール)	区域内の建築物数			
			住宅 (棟)	うち既存不適格 住宅(棟)	非住宅 (棟)	計 (棟)
急傾斜地崩壊	19,088	26,123.588	334,907	154,245	36,004	370,911
地すべり	68	418.931	240	176	267	507
地すべり・なだれ	1	4.600	0	0	0	0
地すべり・土石流	5	2.910	0	0	17	17
出水	353	8,604.325	2,595	569	1,111	3,706
津波・高潮	3,010	13,245.124	9,333	6,840	2,728	12,061
津波・高潮・出水	179	2,926.365	2,500	834	1,008	3,508
高潮・出水	1	6,501.830	74,000	0	39,000	113,000
なだれ	3	21.620	4	4	23	27
土石流	7	23.280	3	3	34	37
土石流等	2	548.000	0	0	0	0
溶岩流	2	41.000	0	0	0	0
地盤沈下	0	0.000	0	0	0	0
地盤変動	5	13.273	0	0	0	0
浸食	0	0.000	0	0	0	0
落石	6	13.814	131	0	41	172
泥流・噴石	4	13.483	0	0	0	0
がけ崩れ	2	1.890	1	1	13	14
山崩れ	2	7.210	5	5	8	13
河川氾濫	3	26.400	0	0	0	0
計	22,741	58,537.643	423,719	162,677	80,254	503,973

災害危険区域の指定状況（都道府県別）

○ 都道府県別にみると、岩手県における指定箇所が最も多く、宮城県における区域内面積が最も大きい （令和2年4月1日現在）

	指定箇所数 (箇所)	区域内面積 (ヘクタール)
北海道地方	16	728.987
東北地方	4,084	18,492.732
・青森県	468	1,040.105
・岩手県	2,872	2,610.826
・宮城県	216	11,086.795
・秋田県	3	86.934
・山形県	341	569.250
・福島県	184	3,098.821
関東地方	3,023	7,206.352
・茨城県	298	2,716.417
・栃木県	266	366.310
・群馬県	661	1,095.771
・埼玉県	-	-
・千葉県	542	858.911
・東京都	2	41.000
・神奈川県	1,254	2,127.943
中部地方	3,789	13,022.745
・新潟県	528	945.143
・富山県	380	1,309.234

	指定箇所数 (箇所)	区域内面積 (ヘクタール)
・石川県	219	487.746
・福井県	523	1,117.663
・山梨県	400	632.287
・長野県	10	60.616
・岐阜県	74	61.209
・静岡県	1,419	1,428.776
・愛知県	235	6,724.071
・三重県	1	256.000
近畿地方	321	1,202.500
・滋賀県	3	30.278
・京都府	39	816.900
・大阪府	207	234.292
・兵庫県	69	79.190
・奈良県	-	-
・和歌山県	3	41.840
中国地方	2,471	2,057.032
・鳥取県	312	452.094
・島根県	23	61.646
・岡山県	-	-

	指定箇所数 (箇所)	区域内面積 (ヘクタール)
・広島県	2,136	1,543.292
・山口県	-	-
四国地方	1,450	2,715.900
・徳島県	466	1,109.930
・香川県	-	-
・愛媛県	984	1,605.970
・高知県	-	-
九州・沖縄地方	7,587	13,111.395
・福岡県	518	402.729
・佐賀県	543	1,132.358
・長崎県	1,133	1,357.511
・熊本県	1,464	3,834.138
・大分県	1,313	1,681.063
・宮崎県	1,355	2,966.537
・鹿児島県	1,186	1,634.144
・沖縄県	75	102.915
合計	22,741	58,537.643

※ 都道府県別の集計は、各地方公共団体の指定箇所及び区域面積の合計

新型コロナウイルス感染症による暮らしへの影響

- 新型コロナウイルス感染症の累積陽性者数は17,350人。死亡者は931人（6月16日現在）
- 臨時休校措置や「緊急事態宣言」に伴う外出自粛要請などにより、テレワークやオンライン授業などの自宅で過ごす時間の増加とともに、三密回避・換気・衛生管理などの「新しい生活様式」が日常生活に浸透しつつある

新型コロナウイルス感染症に関連する主な出来事

月日	主な出来事
1/16	日本で初めて新型コロナウイルス感染者を確認
1/31	世界保健機関（WHO）が緊急事態を宣言
2/ 1	中国湖北省からの入国拒否（その後、6月15日現在までに、入国拒否は111の国と地域に拡大）
2/27	全国の小学校、中学校、高校等の3/2からの臨時休校要請
4/ 7	7都道府県に緊急事態宣言
4/16	全国に緊急事態宣言
5/14	緊急事態宣言 39県で解除（21日に関西3府県も解除）
5/25	緊急事態宣言 全国で解除
6/ 1	外出自粛、休業要請を段階的緩和（ステップ①） * 首都圏、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に * スポーツクラブ等を緩和 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守
6/19	外出自粛、休業要請を段階的緩和（ステップ②） * 県をまたぐ移動を緩和 * ライブハウス等を緩和 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守

新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」

日常生活を営む上での基本的な生活様式



○ 新型コロナウイルス感染症の感染予防のための外出自粛や在宅勤務等により、自宅で過ごす時間の増加といった住生活の変化やそれに伴う意識の変化など、様々な影響が広がっている

新型コロナウイルス感染症による住生活の変化

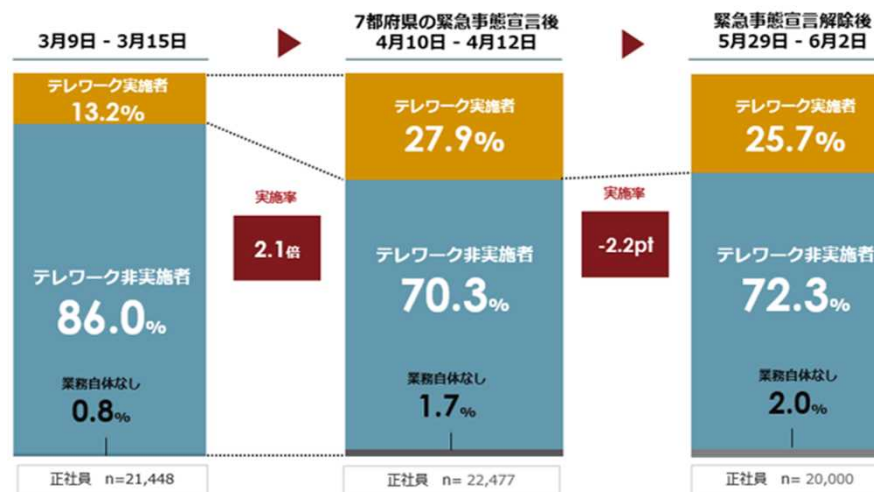
休校により子どもが家にいるようになった
外出自粛により家の中で過ごす時間がかなり増えた
自宅で家族と過ごす時間が増えた
移動の制限により自宅周辺で過ごす時間が増えた
在宅勤務になったが十分な仕事スペースを確保できない
テレワークにより都心への通勤回数が減った
通勤時間がなくなった分、余暇や趣味にあてる時間が増えた
通勤時間が長く、感染への不安を感じる
地方での暮らしに魅力や現実味を感じるようになった
オンラインでの知人・友人などとのコミュニケーションが増えた

出典：新型コロナウイルスによる生活時間の影響等に関して、ニッセイ基礎研究所等のHPを参考に作成



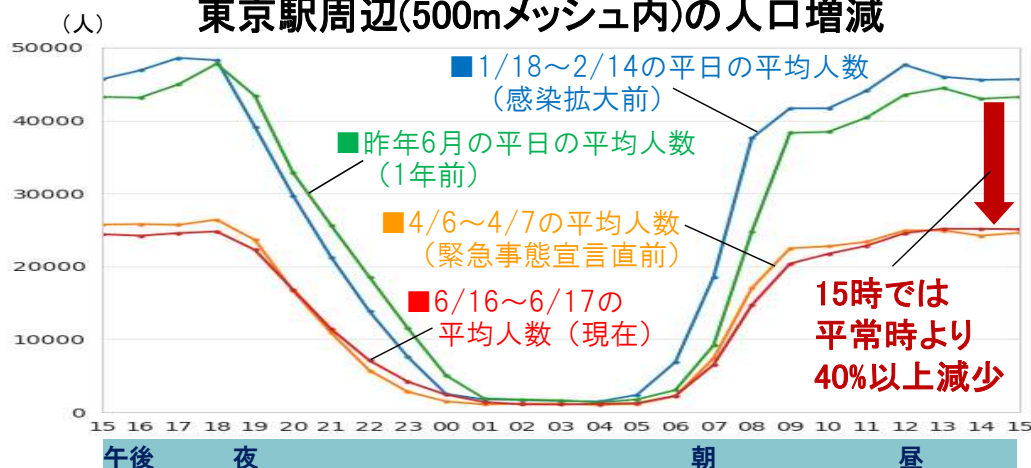
テレワーク実施率の変化(全国)

- ・緊急事態宣言発出後→**27.9%**に増加
- ・緊急事態宣言解除後→**25.7%**に微減(4月比2.2ポイント減)



資料：パーソル総合研究所

東京駅周辺(500mメッシュ内)の人口増減



資料：内閣府・新型コロナウイルス感染症関連Webサイト、NTT DOCOMO

○ 新型コロナウイルス感染症の感染を予防するための「新しい生活様式」の浸透などにより、住生活関連産業においても、新たな動きがみられる

新型コロナウイルス感染症を契機とした住生活関連産業の新たな動き

住宅展示場等への来場者の減少や訪問営業の機会減少に対して、ICT技術を活用した非対面型の内覧方法等の導入が進行

自宅でのテレワーク環境整備のニーズに対応したリフォームや、DIY用品の個人向け販売等が増加傾向

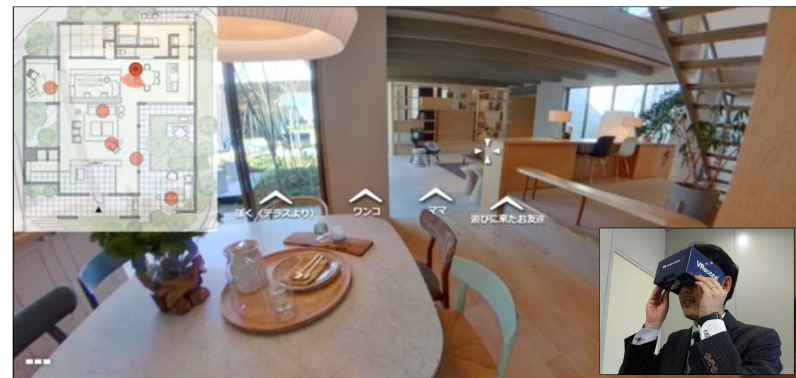
自宅外のテレワークスペース需要に対応し、宿泊施設の活用等、多様な空間のサテライトオフィス化が進行

住宅現場での感染予防のため、作業進捗管理でのICT技術の活用が進み、現場監督の業務効率化が進行

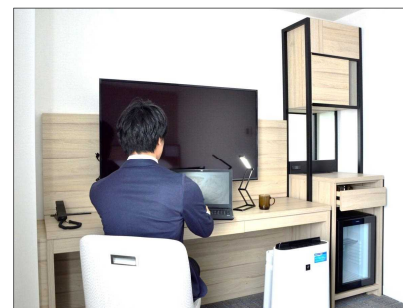
建築部材サプライチェーンの一時的寸断による工事遅れの発生から、分散型サプライチェーンなどへの見直しも検討

出典：ハウスメーカー、住宅可憐業界紙、不動産関連情報紙などのWebサイトを参考に作成

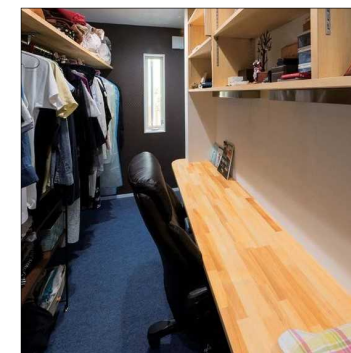
住生活関連産業の感染症対応の事例



Web上での展示場VR体験(PC画面)と無料配付のVRゴーグル[右下](積水ハウス)



ホテルの客室をテレワークに利用できるサービス(ホテルメッツ)



ウォークインクローゼットを仕事場にリフォーム(クリエすずき建設)

住生活基本計画(全国計画)における成果指標の状況

	成果指標	策定時	最新値	目標値	
居住者からの視点	【目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現】				
	① 子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率	全国	42% (H25)	42% (H30)	50% (H37)
		大都市圏	37% (H25)	39% (H30)	50% (H37)
	【目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現】				
	② 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合		2.1% (H26)	2.5% (H30)	4% (H37)
	③ 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合		77% (H26)	75% (R元)	90% (H37)
	④ UR団地の地域医療福祉拠点化		0団地 (H27)	85団地 (R元)	150団地程度 (H37)
	⑤ 建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率			86% (H30)	H28～H37に建替え等が行われる団地の概ね9割
	⑥ 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率		41% (H25)	42% (H30)	75% (H37)
	【目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保】				
⑦ 最低居住面積水準未達率		4.2% (H25)	4.0% (H30)	早期に解消	
④ UR団地の地域医療福祉拠点化【再掲】		0団地 (H27)	85団地 (R元)	150団地程度(H37)	
⑤ 高齢者世帯支援の施設の併設率【再掲】			86% (H30)	H28～H37に建替え等が行われる団地の概ね9割	
住宅ストックからの視点	【目標4 住宅すざろくを超える新たな住宅循環システムの構築】				
	⑧ 既存住宅流通の市場規模		4兆円 (H25)	4.5兆円 (H30)	8兆円 (H37)
	⑨ 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合		5% (H26)	12% (H30)	20% (H37)
	⑩ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合		11.3% (H26)	11.5% (H30)	20% (H37)
	【目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新】				
	⑪ 耐震性を有しない住宅ストックの比率		18% (H25)	13% (H30)※	概ね解消 (H37)
	⑫ リフォームの市場規模		7兆円 (H25)	7兆円 (H30)	12兆円 (H37)
	⑬ 省エネ基準を充たす住宅ストックの割合		6% (H25)	11% (H30)	20% (H37)
	⑭ マンションの建替え等の件数		約250件 (H26)	325件 (H30)	約500件 (H37)
	⑮ 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合		46% (H25)	53.6% (H30)	70% (H37)
【目標6 急増する空き家の活用・除却の推進】					
⑯ 空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合		0割 (H26)	6.3割 (R元)	概ね8割 (H37)	
⑰ 「その他空き家」数		318万戸 (H25)	349万戸 (H30)	400万戸程度 (H37)	
か産ら業の視点・地域	【目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長】				
	⑧ 既存住宅流通の市場規模【再掲】		4兆円 (H25)	4.5兆円 (H30)	8兆円 (H37)
	⑫ リフォームの市場規模【再掲】		7兆円 (H25)	7兆円 (H30)	12兆円 (H37)
	【目標8 住宅地の魅力の維持・向上】				
	⑱ 危険密集市街地の面積		4,450ha (H27)	2,982ha (R元)	概ね解消 (H32)
④ UR団地の地域医療福祉拠点化【再掲】		0団地 (H27)	85団地 (R元)	150団地程度(H37)	
⑤ 高齢者世帯支援の施設の併設率【再掲】			86% (H30)	H28～H37に建替え等が行われる団地の概ね9割	

※ ⑪の最新値は、これまでの推計方法を改善した方法により算出している。